

花園大学任期付教員に関する規程

制 定 2006（平成18）年12月7日

一部改正 2013（平成25）年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、花園大学（以下「本学」という。）において任期を定めて任用する教員（以下「任期付教員」という。）の任用について定めることを目的とする。

（任用組織等）

第2条 法第4条第1項第1号により任期付教員を任用できる組織、職名、任期及び再任に関する事項は、別表第1のとおりとする。

（労働契約）

第3条 任期付教員を任用する場合は、任期を定めた労働契約を交わすものとする。

（任期の満了）

第4条 当該労働契約は、任期期間の満了をもって終了するものとする。

2 任期付教員が任期期間中に満65歳に達する場合は、当該年度の年度末をもって任期期間が終了するものとする。

3 任期満了後の再任はしない。

（運用細則）

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

2 この規程を改廃した場合は、法第5条第4項の規定に基づき、本学広報誌、ホームページ等に公表するものとする。

附 則

1 この規程は、2006（平成18）年12月7日から施行する。

（施行期日）

2 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

3 この規程は、2013年（平成25年）4月1日以降に任用される者について適用する。

（経過措置）

4 この規程の施行日前において、花園大学任期付教員に関する規程（以下「旧規程」という。）により任用されていた教員の任期で、その任期が平成25年3月31日をもって満了する者については、旧規程4条に基づき、1回に限り再任する場合がある。なお、その任期は5年とし、その後の再任はしない。再任についての審議は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 学外または学内公募、当該任期付教員からの申請書（次の任期に向けた取組計画等）

(2) 資格、学位又はこれと同等の知識・経験

(3) 任期期間中の業績

ア 教育活動に関する事項

イ 研究活動に関する事項

ウ 社会・地域貢献等の活動に関する事項

エ 本学の管理運営等の業務に関する事項

(4) 任期期間中の教員評価制度に基づく結果についての学長の意見

(5) 当該任期付教員が関係している組織の長の意見

(6) その他学長の指定する事項

(7) 大学の体制の変更状況（学部・学科、担当科目の変動など）

5 この規程の施行日前において、花園大学任期付教員に関する規程（以下「旧規程」という。）により任用されていた教員の任期で、その任期満了が施行日以降に及ぶ者については、旧規程4条に基づき、1回に限り再任する場合がある。なお、その任期は5年とし、その後の再任はしない。

再任についての審議は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 学外または学内公募、当該任期付教員からの申請書（次の任期に向けた取組計画等）

(2) 資格、学位又はこれと同等の知識・経験

(3) 任期期間中の業績

ア 教育活動に関する事項

イ 研究活動に関する事項

ウ 社会・地域貢献等の活動に関する事項

エ 本学の管理運営等の業務に関する事項

(4) 任期期間中の教員評価制度に基づく結果についての学長の意見

(5) 当該任期付教員が関係している組織の長の意見

(6) その他学長の指定する事項

(7) 大学の体制の変更状況（学部・学科、担当科目の変動など）

別表第1（法第4条第1項第1号関係）

| 教育・研究組織名 | 対象となる職名 | 任期 | 再任 |
|----------------|-----------|----|----|
| 文学部（全学科が対象） | 教授・准教授・講師 | 4年 | 無 |
| 社会福祉学部（全学科が対象） | 教授・准教授・講師 | 4年 | 無 |

《任期付嘱託教員関係》

嘱託教員規程

第11条 任期付嘱託教員については、「花園大学任期付教員に関する規程」を準用する。

2 任期付嘱託教員の任用に当たって前項準用規程及び本規程に定めのない事項は、学長が決定する。